証券コード　6365
平成27年６月８日

株　主　各　位

東京都大田区大森北１丁目５番１号
株式会社　電業社機械製作所
代表取締役社長　　土　屋　忠　博

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時20分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都大田区大森北１丁目５番１号
株式会社 電業社機械製作所
本社会議室（大森駅東口ビルディング10階）
（末尾の会場案内図をご参照ください。）

３．会議の目的事項
報告事項　１．第80期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第80期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.dmw.co.jp/)に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(a) 受注状況

当連結会計年度の海外経済に関しては、新興国の一部に景気の減速が見られますが、米国等先進国を中心に全体では緩やかに回復しています。日本経済に関しても、設備投資、公共投資、個人消費に底堅さが見られ、景気は緩やかな回復基調が続いています。

当社グループの属する風水力機械マーケットの受注規模に関しては、昨年に引き続き好調を維持しています。

当社グループの受注状況に関しては、官需向けでは、アベノミクス効果で好調を維持しています。一方、国内民需向けでは、電力向けなどで設備投資に慎重さが見られ厳しい受注競争が続いています。また、海外向けにおいても、原油安に伴うガス＆オイルプラント繰延べや、ユーロに対する円高の影響で受注が厳しくなっています。このような環境下で、積極的な営業活動を展開した結果、厳しい国内民需や海外を官需が補う形で、当連結会計年度における受注総額は179億60百万円（前連結会計年度比98.0%）となりました。

各製品別の受注状況は次のとおりです。

ポンプ

前連結会計年度に比べ海外向けが僅かに増加しましたので、受注高は126億８百万円（前連結会計年度比100.6%）となりました。

送風機

前連結会計年度に比べ官需向けは増加しましたが、国内民需向けおよび海外向けがそれぞれ減少しましたので、受注高は34億10百万円（同74.9%）となりました。

バルブ

前連結会計年度に比べ官需向けが大幅に増加しましたので、受注高は５億83百万円（同399.9%）となりました。

その他製品

前連結会計年度に比べ官需向けが増加しましたので、受注高は13億58百万円（同123.2%）となりました。

製品別受注高

製品区分	平成25年度（第79期）		平成26年度(第80期)(当連結会計年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
	百万円	%	百万円	%
ポンプ	12,528	68.3	12,608	70.2
送風機	4,556	24.9	3,410	19.0
バルブ	145	0.8	583	3.2
その他製品	1,102	6.0	1,358	7.6
合計	18,333	100.0	17,960	100.0

(b) 損益状況

売上高については、前連結会計年度比95.7%の178億14百万円を計上しました。

利益面については、前連結会計年度に比べ売上高は減少しましたが、コストダウンや経費削減などの利益増により、営業利益は前連結会計年度比92.4%の11億65百万円、経常利益は同92.7%の12億54百万円、当期純利益は同96.3%の７億61百万円を確保しました。

期末受注残高は前連結会計年度比101.1%の132億56百万円となっています。

製品別売上高

製品区分	平成25年度（第79期）		平成26年度(第80期)(当連結会計年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
	百万円	%	百万円	%
ポンプ	13,540	72.7	11,504	64.6
送風機	3,586	19.3	4,497	25.2
バルブ	239	1.3	453	2.5
その他製品	1,250	6.7	1,359	7.7
合計	18,617	100.0	17,814	100.0

② 設備投資の状況
設備投資の総額は５億46百万円であり、主なものは建物耐震補強及び改修１億26百万円、天井走行クレーン更新及び新設37百万円等です。

③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	平成23年度（第77期）	平成24年度（第78期）	平成25年度（第79期）	平成26年度（第80期）(当連結会計年度)
受　　注　　高（百万円）	19,473	17,693	18,333	17,960
売　　上　　高（百万円）	16,276	19,371	18,617	17,814
経　常　利　益（百万円）	426	856	1,353	1,254
当　期　純　利　益（百万円）	172	501	791	761
１株当たり当期純利益　（円）	38.48	113.22	178.78	172.85
総　　資　　産（百万円）	21,275	23,350	23,676	24,549
純　　資　　産（百万円）	14,109	14,537	15,451	16,412
１株当たり純資産額　（円）	3,187.63	3,284.30	3,490.90	3,726.07

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により、１株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　　社　　名	所在地	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エコアドバンス	静岡県駿東郡長泉町	百万円 30	% 100.0	主に排水・堆肥化処理装置、しゅんせつ工事に関する装置など環境機器の製造、販売
電業社工事株式会社	静岡県三島市	百万円 20	% 100.0	風水力機器等の設備工事・電気工事並びにこれら設備管理・点検調査・修理業務
DMWインド社 (DMW India Private Limited)	インド	千ルピー 5,300	% 100.0	主にインド国内における当社の営業支援及び購入調達支援

（注）DMWインド社の議決権比率は、当社保有割合（99.0%）及び子会社が有する間接保有割合（1.0%）の合計を記載しております。なお、同社は平成26年10月に設立し、連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

1）中長期的な経営指標と経営戦略

当社は平成25年度から平成26年度までの２年間、“Challenge!! プラスOne”を掲げる「New DMW 中期経営計画」の第１ステップとして、現行資源の中で利益の最大化と受注拡大に向けての体制作りを行ってきました。引き続き第２ステップとして、平成27年度から平成28年度までの２年間、企業価値の向上、コーポレート・ガバナンスの強化、付加価値のあるビジネスへのシフト、新カテゴリーへの参入、生産設備増強、新製品開発の加速、女性活用の推進などを目指していきます。

中期経営計画の達成ビジョン、取り組むテーマ、経営数値目標は以下のとおりです。

＜中期経営計画による達成ビジョン＞

①当社の製品及び設備工事を通じて、信頼されるブランドとしての価値を高め、顧客の創造へつなげる。

②既存市場におけるプレゼンス向上に加え、新規海外市場開拓を図る。

③弛(たゆ)まぬ研究開発と、最適設計のスピード向上により、国内外における技術優位を築く。

④受注拡大に対応できる国内工場の生産設備の拡大と海外生産拠点の充実を図る。

⑤グローバル化に対応できる次世代の人材を早期に育成する。

＜中期経営計画のテーマ＞

マーケット：社会インフラ、パワープラント、ガス＆オイル市場における受注の拡大と、新たに水ビジネス（海水淡水化）分野におけるプレゼンスを確立する。

地域　　：日本、インド及びサウジアラビアを始めとする中東地域にて安定的受注を確保し、さらに東南アジア、アフリカへの市場展開を図る。

官需営業力：国内の公共インフラ市場において、高い技術と提案力を持ってシェアを一層拡大する。

新製品開発：世界最高水準の流体機械を市場に投入し、さらに新エネルギー分野にて新技術を開発する。

生産能力　：受注高250億円に向けた生産体制を確立する。

人材育成　：優秀な人材を確保し、一貫した全社的研修教育システムを構築する。
財務　　：安定した財務・資金計画および株主還元を実施する。

＜経営数値目標＞
目標とする連結経営数値は以下の通りです。

（金額単位：億円）

	【第１ステップ】		【第２ステップ】		
	平成25年度（実績）	平成26年度（実績）	平成27年度（目標）	平成28年度（目標）	平成29年度（計画）
受注高	183	179	205	205	200～220
売上高	186	178	183	187	200
営業利益	12.6	11.6	12.0	13.1	－
売上高営業利益率	6.8%	6.5%	6.6%	7.0%	7.0%以上
経常利益	13.5	12.5	13.0	14.0	－
当期純利益	7.9	7.6	8.4	9.2	－
１株当り当期純利益	178円	172円	190円	208円	－
ＲＯＥ	5.3%	4.8%	5.1%	5.6%	5.5%以上

２）平成27年度の対処すべき課題と施策

平成27年度は、国内官需向けの営業については、インフラの老朽化対策などの堅調な需要に対し、長年の経験を生かした提案営業を展開していきます。一方、海外向けの営業においては、中東支店の新設等、海外営業拠点の充実を図り、拡大を続ける風水力機械マーケットに向けて、世界最高水準の製品を中心に積極的な営業を展開します。

また、重要な経営課題であるコーポレート・ガバナンス強化への取り組みとして、独立社外取締役を現在の１名から２名に増員するために、役割・責務の資質を備えた候補者を検討していきます。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、風水力機械、廃水処理装置・廃棄物処理装置、配電盤・電気計装制御装置・電気通信制御装置等の装置・システムの製造・販売、据付工事及びこれらに附帯する業務です。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

当　社	本　　社	東京都大田区大森北１丁目５番１号
	支　　店	大阪（大阪市）、名古屋（名古屋市）、九州（福岡市）、 東北（仙台市）、中国（広島市）、静岡（静岡市）、 関東（さいたま市）、北海道（札幌市）、四国（高松市）
	営 業 所	横浜（横浜市）、沖縄（那覇市）
	事 務 所	新潟（新潟市）、山口（宇部市）、熊本（熊本市）
	工　　場	三島（静岡県三島市）
	海外拠点	ヒューストン（アメリカ）、大連（中国）、 アムステルダム（オランダ）、シンガポール
子会社	本　　社	株式会社エコアドバンス（静岡県駿東郡長泉町）
	本　　社	電業社工事株式会社（静岡県三島市）
	本　　社	DMWインド社（インド）

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使　　用　　人　　数	前連結会計年度末比増減
488名	11名増

（注）　この他に契約社員68名、パートタイマー56名が在籍しております。

②　当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
466名	6名増	41歳0か月	18年1か月

（注）　この他に契約社員67名、パートタイマー52名が在籍しております。

(8) 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借入金はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度においては、その他企業集団の現況に関する重要な事項は生じておりません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　19,107,600株
② 発行済株式の総数　4,776,900株
③ 株主数　2,761名
④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ＧＭ　ＩＮＶＥＳＴＭＥＮＴＳ	506千株	11.52%
電業社取引先持株会	212千株	4.83%
三井住友海上火災保険株式会社	202千株	4.60%
明治安田生命保険相互会社	175千株	3.99%
株式会社鶴見製作所	130千株	2.96%
株式会社明電舎	127千株	2.89%
電業社従業員持株会	120千株	2.74%
一般財団法人生産技術研究奨励会	120千株	2.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	104千株	2.37%
成川實	80千株	1.81%

（注）１．当社は、自己株式（372千株）を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
２．持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土屋忠博	最高執行役員社長
取締役	山本昇	上席常務執行役員 管理本部長 関連会社統括
取締役	浅見幸男	常務執行役員 生産本部長
取締役	彦坂典男	常務執行役員 営業本部長
取締役	村林秀晃	上席執行役員 生産本部生産部・プラント建設部統括
取締役	杉山博司	
常勤監査役	深田博	
常勤監査役	塩崎孝	
監査役	松村俊夫	神奈川中央交通株式会社社外監査役
監査役	住田知正	

（注）１．取締役杉山博司氏は、社外取締役です。
２．監査役松村俊夫、住田知正の両氏は、社外監査役です。
３．監査役松村俊夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりです。
・平成26年６月26日開催の第79回定時株主総会において、杉山博司氏は取締役に選任され就任いたしました。
・平成26年６月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、監査役岡田洽史氏は辞任により退任いたしました。
・平成26年６月26日開催の第79回定時株主総会において、塩崎　孝氏は監査役に選任され就任いたしました。
５．取締役杉山博司、監査役松村俊夫及び監査役住田知正の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	6名 （1名）	152百万円 （4百万円）
監査役 （うち社外監査役）	5名 （2名）	31百万円 （10百万円）
合　　計	11名	183百万円

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成22年６月28日開催の第75回定時株主総会において年額190百万円以内と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第72回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
３．上記の監査役の人数には、平成26年６月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役松村俊夫氏は、神奈川中央交通株式会社の社外監査役です。
当社と当該他の法人との関係で記載すべき該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

役職氏名	主な活動状況
取締役杉山博司	平成26年6月26日就任以降に開催された取締役会13回全てに出席し、企業経営全般にかかわる豊富な経験と高い見識から、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。
監査役松村俊夫	当事業年度開催の取締役会19回及び監査役会20回全てに出席し、議題の審議等にあたり公認会計士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
監査役住田知正	当事業年度開催の取締役会19回及び監査役会20回全てに出席し、議題の審議等にあたり経験と見識に基づき必要な発言を適宜行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会社都合の場合のほか、会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任の決定を行う方針です。

(注)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

なお、上記方針は当事業年度中における方針を記載しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において以下のとおり決議しています。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「電業社グループ行動指針」を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
なお、「電業社グループ行動指針」に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える全ての反社会的勢力とは一切関係をもたない。」と定め、反社会的勢力に対しては組織的に対応する。

② コンプライアンス担当取締役を置き、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、定期的にコンプライアンス・マネジメント・プログラム（CMP）を策定し、それを実施する。

③ 取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告等、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、「取締役の業務に係わる保存文書管理規程」に従い、確実に保存及び管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社における損失の危険を適切に管理するため、リスクの類型に応じ部門・委員会等が所掌に応じて対処し、コンプライアンス委員会が全社の指導・統制を行う。

② 損失の危険が顕在化し、経営危機が発生した場合には、「危機対処規程」に従い迅速かつ適切に対処する。

③ 損失の危険の管理に関する規程、もしくはその体制にかかる社内規程・運用等を定期的に見直し、整備する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 執行役員制度の導入、取締役員数の絞り込みにより、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を図る。

② 中期経営計画及び年次計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化する。

③ 業績目標の進捗は取締役会にてフォローアップを行う。

5．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 「電業社グループ行動指針」を当社グループ全体に周知徹底し、適正に業務を遂行する。

② グループ各社ごとの内部統制システムを整備させるとともに、当社の管理責任部門が必要な管理を行う。

6．1 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、適宜、必要な人員を配置する。

6．2 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人にかかる人事異動、懲戒等に関しては、事前に監査役会に通知し了解を得るものとする。

6．3 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与えるような事項が発生しまたは発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

② 各部門を統括する取締役は監査役会に、定期的または不定期的に担当する部門のリスク管理体制について報告する。

６．４　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

②　代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

７．財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針書」に基づき業務を運用する。

⑹　会社の支配に関する基本方針

（ａ）基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉を行う必要があると考えています。

（ｂ）基本方針の実現に資する取組みの概要

当社は、当社グループの企業価値向上を実現するための直近の中期経営計画を実施し、推進しております。

また、当該中期経営計画期間及びそれ以降につきましても引続き時々の経営課題に対処し、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

（ｃ）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成24年６月28日開催の第77回定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の継続について、株主の皆様の承認を受けております。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

本プランの概要は以下のとおりです。なお、本プランの全文は、当社ウェブサイト（http://www.dmw.co.jp/）に掲載しております。

①対象となる大規模買付け等

本プランは以下の（ｉ）又は（ⅱ）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

（ｉ）当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20％以上となる買付け

（ⅱ）当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

②意向表明書の当社への事前提出

買付者等に対し当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）の提出を求めます。

③本必要情報の提供

上記②の意向表明書の提出があった場合には、買付者等に対し、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに、当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、

「本必要情報」といいます。）の日本語での提供を求めます。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(ⅰ)又は(ⅱ)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(ⅰ)対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ⅱ)その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(ⅰ)(ⅱ)いずれにおいても、取締役会評価期間は、取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示します。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤取締役会の決議

当社取締役会は、上記④の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

(ⅰ)買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置の発動の決議を行うことができるものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の決議に先立ち、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合、下記⑥に定める手続きを行うものとします。この場合、当社取締役会は、下記⑥に定める株主総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

(ⅱ)買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

(ｱ) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合であっても、当該大規模買付け等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、対抗措置の発動が相当であると思われる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行うものとします。この場合、当社取締役会は、下記⑥に定める株主総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

(ｲ) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合には、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤(ⅱ)(ｱ) に該当する場合、及び、上記⑤(ⅰ)に該当しかつ当社取締役会が必要と認める場合、対抗措置の発動の是非に関し株主の皆様の意思を確認するために、株主総会に対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとします。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催します。また、対抗措置の発動の是非に関する株主総会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(ⅰ)買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は(ⅱ)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

⑨対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記⑦に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。

⑩本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成27年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(ｄ)上記(ｃ)の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本プランの設計に際し、以下の事項を考慮し織り込むことにより、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

ロ．当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、または当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、当社取締役会が、株主の皆様のために買付者等との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

ハ．株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付け等を行おうとする場合であって、かつ、当社取締役会の決議だけで対抗措置の発動を決議する場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置の発動について株主の皆様の意思を

直接確認するものです。

また、本プランの有効期間は、平成27年６月開催予定の定時株主総会終結の時までですが、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。

ニ．合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

ホ．デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	18,062	流動負債	7,616
現金及び預金	4,194	支払手形及び買掛金	4,210
		未払法人税等	437
受取手形及び売掛金	10,626	前受金	1,093
		受注損失引当金	379
有価証券	1,000	製品保証引当金	98
		役員賞与引当金	58
仕掛品	1,603	その他	1,339
		固定負債	521
原材料及び貯蔵品	131	退職給付に係る負債	105
		役員退職慰労引当金	18
その他	505	その他	397
固定資産	6,487	負債合計	8,137
		（純資産の部）	
有形固定資産	2,927	株主資本	15,294
建物及び構築物	1,867	資本金	810
		資本剰余金	111
その他	1,060	利益剰余金	14,967
		自己株式	△594
無形固定資産	130	その他の包括利益累計額	1,117
投資その他の資産	3,429	その他有価証券評価差額金	897
投資有価証券	3,178	繰延ヘッジ損益	△12
		為替換算調整勘定	△0
その他	303	退職給付に係る調整累計額	232
貸倒引当金	△52		
資産合計	24,549	負債及び純資産合計	24,549

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金額
売上高	17,814
売上原価	13,668
売上総利益	4,146
販売費及び一般管理費	2,980
営業利益	1,165
営業外収益	(141)
受取利息	7
受取配当金	51
雑収入	82
営業外費用	(52)
雑損失	52
経常利益	1,254
税金等調整前当期純利益	1,254
法人税、住民税及び事業税	446
法人税等調整額	45
少数株主損益調整前当期純利益	761
当期純利益	761

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	810	111	14,460	△557	14,824
会計方針の変更による累積的影響額			△56		△56
会計方針の変更を反映した当期首残高	810	111	14,404	△557	14,768
当期変動額					
剰余金の配当			△198		△198
当期純利益			761		761
自己株式の取得				△36	△36
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	563	△36	526
当期末残高	810	111	14,967	△594	15,294

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	601	△9	－	34	626	15,451
会計方針の変更による累積的影響額						△56
会計方針の変更を反映した当期首残高	601	△9	－	34	626	15,395
当期変動額						
剰余金の配当						△198
当期純利益						761
自己株式の取得						△36
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	296	△2	△0	197	490	490
当期変動額合計	296	△2	△0	197	490	1,016
当期末残高	897	△12	△0	232	1,117	16,412

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結注記表

Ⅰ　継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

Ⅱ　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

1　連結子会社の数……３社

2　連結子会社の名称

・電業社工事株式会社

・株式会社エコアドバンス

・ＤＭＷインド社 (DMW India Private Limited)

なお、平成26年10月に設立し、連結の範囲に含めています。

②　非連結子会社の状況

非連結子会社の対象会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法の対象会社はありません。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しています。

(4) 会計処理基準に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

1　仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2　原材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③　重要な減価償却資産の減価償却の方法

1　有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法

ただし、平成10年４月１日以降新規取得の建物（附属設備を除く）については定額法

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物　　３年～60年

機械装置及び運搬具　　４年～17年

2　無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（概ね５年）に基づく定額法

3　投資不動産……定率法

主な耐用年数は以下のとおりです。

構築物　　10年～40年

4　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

……定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④　重要な引当金の計上基準

1　貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

2　受注損失引当金……受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。

3　製品保証引当金……完成工事に係る将来の無償保証工事費用の支出に備えるため、費用見込額を過去の実績を基礎に計上しています。

4　役員賞与引当金……役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しています。

5　役員退職慰労引当金……子会社の役員については、役員の退職金支給に備えるため、会社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しています。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法を採用しています。

(6) ヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理
また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しています。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建売掛金、外貨建買掛金

③　ヘッジ方針……為替相場変動に伴うリスクの軽減、金融収支改善のため、対象債権、債務の範囲内でヘッジを行っています。

④　ヘッジの有効性評価の方法……為替予約の締結時に、「外貨建取引に関する為替管理基準」に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えています。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る負債の計上基準…退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。

また、執行役員のうち従業員地位である者に対しての退職金支給に備えるため、会社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

②消費税等の会計処理……消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。

Ⅲ　会計方針の変更等

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直しています。 これにより、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しています。割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しています。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が87百万円増加し、利益剰余金が56百万円減少しています。また、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

Ⅳ　連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　9,810百万円

(2) 投資不動産の減価償却累計額　43百万円
(投資その他の資産・その他に含む)

Ⅴ　連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項　(単位　千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	4,776	―	―	4,776

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日定時株主総会	普通株式	110	利益剰余金	25.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年11月10日取締役会	普通株式	88	利益剰余金	20.00	平成26年9月30日	平成26年12月4日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの
次のとおり、決議を予定しています。

決議予定	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日定時株主総会	普通株式	132	利益剰余金	30.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(3) 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

Ⅵ　金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、必要な資金の流動性に応じて有効活用を図っています。短期的に必要な資金に対しては、元本確保と高流動性を最優先して運用し、その他の資金は株式・債券・投資信託にて運用しています。また、資金調達については、必要な期間に限り銀行等金融機関からの借入により調達しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、その残高と回収状況を毎月収集し、必要に応じて信用調査を行うなどのリスクの管理を行っています。外貨建ての売掛金・買掛金に係る為替変動リスクに関しては、案件ごとの受注・購入発注時点に為替の予約を締結することによってリスクをヘッジしています。また、投資有価証券の市場変動リスクに関して、銘柄選定は社長を含めた会議にて行い、運用状況は取締役会に報告するなどのリスク管理を行っています。

(2) 金融商品の時価に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位　百万円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時　　価(*)	差　　額
①現金及び預金	4,194	4,194	－
②受取手形及び売掛金	10,626	10,626	△0
③有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	4,160	4,161	0
④支払手形及び買掛金	(4,210)	(4,210)	－
⑤その他流動負債 為替予約	(23)	(23)	－

＊負債に計上されているものについては、（　）表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額で表示しています。

②受取手形及び売掛金及び⑤その他流動負債

売掛金のうち回収まで１年を超える見込みのものの時価に関しては、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債利回り等適切な利率に基づき割引いた現在価値により算定しています。

また、売掛金のうち外貨建てのもので為替予約を付してあるものについては、為替予約締結時の価額で連結貸借対照表の売掛金価額及び時価としていますが、当該為替予約を締結先金融機関の時価に評価しなおした価額と、予約締結時との価額との差額を連結貸借対照表のその他流動負債（為替予約）に表示しています。

上記外貨建ての売掛金とその他の売掛金及び受取手形については、短期間で決済されるため時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額をもって連結貸借対照表価額としています。

③有価証券及び投資有価証券　その他有価証券

株式・債券・投資信託の連結貸借対照表価額と時価については、取引所の市場価額を採用しています。また、株式形態のゴルフ会員権は取引所の市場価額がないので連結貸借対照表価額は簿価により、時価は取引相場価額を採用しています。また、短期間で決済できる有価証券は、時価がほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっています。

④支払手形及び買掛金及び⑤その他流動負債

買掛金のうち外貨建てのもので為替予約を付してあるものについては、為替予約締結時の価額で連結貸借対照表の買掛金価額及び時価としていますが、当該為替予約を締結先金融機関の時価に評価しなおした価額と、予約締結時との価額との差額を連結貸借対照表のその他流動負債（為替予約）に表示しています。

上記外貨建ての買掛金とその他の買掛金及び支払手形については、短期間で決済されるため時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額をもって連結貸借対照表価額としています。

(注2)「③有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」の連結貸借対照表価額と時価には取引所の市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することがきわめて困難な非上場株式等（連結貸借対照表計上額17百万円）は含めていません。

Ⅶ　賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、静岡県三島市及びその他の地域において、賃貸用の土地を有しています。当該土地は、賃借人により、商業施設（スーパーマーケット及び大型銭湯等）や駐車場に使用されています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度末時価（百万円）
133	1,273

(注)当連結会計年度末の時価は、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」等に基づき、重要性の高い物件については「不動産鑑定評価基準」に準じた方法で、社外の不動産鑑定士が算出した金額であり、その他のものについては、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づき社内で算定したものです。

Ⅷ　１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　3,726.07円

(2) １株当たり当期純利益　172.85円

Ⅸ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅹ　その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**17,711**	**流動負債**	**7,502**
現金及び預金	3,958	支払手形	1,743
受取手形	466	買掛金	2,404
売掛金	10,070	リース債務	12
有価証券	1,000	未払金	425
仕掛品	1,603	未払費用	582
原材料及び貯蔵品	127	未払法人税等	424
前払費用	6	前受金	1,093
繰延税金資産	400	預り金	21
その他	77	前受収益	0
固定資産	**6,518**	受注損失引当金	379
有形固定資産	**2,908**	製品保証引当金	98
建物	1,488	役員賞与引当金	55
構築物	377	その他	261
機械装置	555	**固定負債**	**727**
車両運搬具	1	リース債務	15
工具器具備品	93	退職給付引当金	440
土地	175	長期未払金	25
リース資産	21	繰延税金負債	185
建設仮勘定	193	その他	60
無形固定資産	**130**	**負債合計**	**8,230**
施設利用権	6	（純資産の部）	
ソフトウェア	119	**株主資本**	**15,113**
リース資産	4	資本金	810
投資その他の資産	**3,479**	資本剰余金	111
投資有価証券	3,178	資本準備金	28
関係会社株式	60	その他資本剰余金	82
従業員に対する長期貸付金	9	利益剰余金	14,786
長期前払費用	4	利益準備金	202
投資不動産	79	その他利益剰余金	14,584
その他	199	自己株式	△594
貸倒引当金	△52	**評価・換算差額等**	**885**
		その他有価証券評価差額金	897
		繰延ヘッジ損益	△12
		純資産合計	**15,999**
資産合計	**24,229**	**負債及び純資産合計**	**24,229**

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金額
売上高	17,425
売上原価	13,422
売上総利益	4,002
販売費及び一般管理費	2,848
営業利益	1,153
営業外収益	(149)
受取利息	6
受取配当金	55
雑収入	87
営業外費用	(52)
雑損失	52
経常利益	1,250
税引前当期純利益	1,250
法人税、住民税及び事業税	433
法人税等調整額	41
当期純利益	774

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
当期首残高	810	28	82	202	14,064	△557	14,631
会計方針の変更による累積的影響額					△56		△56
会計方針の変更を反映した当期首残高	810	28	82	202	14,008	△557	14,574
当期変動額							
剰余金の配当					△198		△198
当期純利益					774		774
自己株式の取得						△36	△36
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	575	△36	538
当期末残高	810	28	82	202	14,584	△594	15,113

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	601	△9	592	15,223
会計方針の変更による累積的影響額				△56
会計方針の変更を反映した当期首残高	601	△9	592	15,167
当期変動額				
剰余金の配当				△198
当期純利益				774
自己株式の取得				△36
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	296	△2	293	293
当期変動額合計	296	△2	293	832
当期末残高	897	△12	885	15,999

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

個別注記表

Ⅰ　継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

Ⅱ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①　子会社株式……移動平均法による原価法

②　その他有価証券

時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①　仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②　原材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法

ただし、平成10年４月１日以降新規取得の建物（附属設備を除く）については定額法

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	３年～50年
構築物	３年～60年
機械装置	５年～12年
車両運搬具	４年～７年
工具器具備品	２年～20年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（概ね５年）に基づく定額法

③　投資不動産……定率法

主な耐用年数は以下のとおりです。

構築物	10年～40年

④　リース資産
所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産
……定額法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 引当金の計上基準
①　貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
②　受注損失引当金……受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。
③　製品保証引当金……完成工事に係る将来の無償保証工事費用の支出に備えるため、費用見込額を過去の実績を基礎に計上しています。
④　役員賞与引当金……役員の賞与支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しています。
⑤　退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
また、執行役員のうち、従業員地位である者に対しての退職金支給に備えるため、会社内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。
なお、数理計算上の差異は、10年による定率法により按分した額を発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(5) 収益及び費用の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しています。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法を採用しています。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理
また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建売掛金、外貨建買掛金

③ ヘッジ方針……為替相場変動に伴うリスクの軽減、金融収支改善のため、対象債権、債務の範囲内でヘッジを行っています。

④ ヘッジの有効性評価の方法……為替予約の締結時に、「外貨建取引に関する為替管理基準」に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。

(8) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

Ⅲ 会計方針の変更等

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直しております。これにより、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しています。割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しています。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が87百万円増加し、利益剰余金が56百万円減少しています。また、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

Ⅳ　貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額…… 9,779百万円
(2) 投資不動産の減価償却累計額……43百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務の金額
　短期金銭債権……28百万円
　短期金銭債務……20百万円

Ⅴ　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
　売上高……60百万円
　仕入高……37百万円
　販売費及び一般管理費……19百万円
　営業取引以外の取引…… 8百万円

Ⅵ　株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：株）

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	350,614	21,558	－	372,172

普通株式の自己株式の株式数の増加21,558株は、単元未満株式の買取による58株、会社法第165条第２項の規定による定款の定めに基づく取得21,500株です。

Ⅶ　税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税等	35百万円
未払費用	172百万円
受注損失引当金	125百万円
製品保証引当金	32百万円
追加原価未払金	11百万円
減価償却超過額	18百万円
退職給付引当金	141百万円
繰延ヘッジ損益	6百万円
その他	129百万円
繰延税金資産小計	673百万円
評価性引当額	△93百万円
繰延税金資産合計	579百万円

(繰延税金負債)

圧縮記帳積立金	△12百万円
その他有価証券評価差額金	△351百万円
繰延税金負債合計	△364百万円
繰延税金資産の純額	215百万円

(2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.49％から32.94％になり，平成28年４月１日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については35.49％から32.20％になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は10百万円減少し、繰延ヘッジ損益が０百万円減少し、その他有価証券評価差額金が35百万円減少し、圧縮記帳積立金が０百万円増加し、法人税等調整額が46百万円増加しています。

Ⅷ　関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合（％）	関係内容	取引の内容		取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主会社の子会社	㈱守谷商会	東京都中央区八重洲1-4-22	810	機械総合商社	（被所有）－ （所有）－	当社製品の販売	営業取引	製品売上	2,232	売掛金	1,438
						材料仕入	営業取引	材料仕入	888	支払手形	250
										買掛金	451

(1) 取引条件及び取引条件の決定方針等
　製品売上については、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、その都度価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。
　材料仕入については、見積書を入手し、その都度価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。
(2) 上記取引金額には、消費税等は含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれています。

Ⅸ　１株当たり情報に関する注記
(1) １株当たり純資産額……3,632.36円
(2) １株当たり当期純利益……175.73円

Ⅹ　重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

Ⅺ　連結配当規制適用会社に関する注記
該当事項はありません。

Ⅻ　その他の注記
該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

株式会社　電業社機械製作所
取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　毛　利　篤　雄　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　屋　浩　孝　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社電業社機械製作所の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意思表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社電業社機械製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

株式会社　電業社機械製作所
　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　毛　利　篤　雄　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　屋　浩　孝　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社電業社機械製作所の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

監査役会は、監査役会規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会及びコンプライアンス委員会に出席し、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。そして、執行役員会議及び利益計画会議等の重要な会議の議事録、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社、支店、三島事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。なお、財務報告の信頼性を確保するための体制（財務報告に係わる内部統制）については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
財務報告に係わる内部統制については、本監査報告書作成時点において取締役等からは有効である旨、また、新日本有限責任監査法人からは「開示すべき重要な不備」は発見されていない旨の報告を受けております。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月13日

株式会社　電業社機械製作所　監査役会

常勤監査役　深　田　　博　㊞

常勤監査役　塩　崎　　孝　㊞

社外監査役　松　村　俊　夫　㊞

社外監査役　住　田　知　正　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、従来より株主の皆様への利益還元につきましては安定的な配当を維持していくことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は132,141,840円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	土屋忠博（つちや ただひろ） (昭和24年１月３日生)	昭和46年３月　当社入社 平成14年６月　当社取締役、第一設計部長兼第二設計部統括 平成17年３月　当社取締役、生産本部長 平成17年６月　当社常務取締役、生産本部長 平成19年４月　当社取締役、上席常務執行役員、生産本部長 平成21年４月　当社取締役、専務執行役員、生産本部長、管理本部統括 平成22年９月　当社取締役、専務執行役員、三島事業所統括、生産本部長 平成24年４月　当社取締役、専務執行役員、三島事業所長 平成25年４月　当社代表取締役社長、最高執行役員社長 （現在に至る）	15,600株
2	山本昇（やまもと のぼる） (昭和30年４月４日生)	平成17年５月　当社入社 平成19年４月　当社執行役員、管理本部副本部長兼経理部長兼経営戦略室長 平成21年４月　当社上席執行役員、管理本部長兼経理部長兼経営戦略室長兼内部監査室長、関連会社統括 平成21年６月　当社取締役、常務執行役員、管理本部長兼経理部長兼経営戦略室長兼内部監査室長、関連会社統括 平成23年５月　当社取締役、上席常務執行役員、管理本部長、関連会社統括 （現在に至る）	12,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	浅見幸男（あさみゆきお） (昭和26年４月24日生)	昭和47年３月　当社入社 平成21年４月　当社執行役員、生産本部技術研究所長、生産本部水力機械設計部・気体機械設計部統括 平成23年４月　当社上席執行役員、生産本部副本部長、生産本部水力機械設計部・気体機械設計部・技術研究所統括 平成23年５月　当社常務執行役員、生産本部副本部長、生産本部水力機械設計部・気体機械設計部・技術研究所統括 平成23年６月　当社取締役、常務執行役員、生産本部副本部長、生産本部水力機械設計部・気体機械設計部・技術研究所統括 平成24年４月　当社取締役、常務執行役員、生産本部長 平成27年４月　当社取締役、上席常務執行役員、生産本部長 （現在に至る）	13,900株
4	彦坂典男（ひこさかのりお） (昭和34年２月９日生)	昭和57年３月　当社入社 平成23年４月　当社執行役員、営業本部産業システム営業部統括兼営業本部産業システム営業部長 平成23年５月　当社上席執行役員、営業本部長 平成23年６月　当社取締役、上席執行役員、営業本部長 平成24年４月　当社取締役、常務執行役員、営業本部長 （現在に至る）	5,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	むら　ばやし　ひで　あき 村　林　秀　晃 (昭和28年１月29日生)	昭和48年３月　当社入社 平成23年４月　当社執行役員、生産本部生産部・プラント建設部統括兼生産本部プラント建設部長 平成25年４月　当社上席執行役員、生産本部生産部・プラント建設部統括兼生産本部プラント建設部長 平成25年６月　当社取締役、上席執行役員、生産本部生産部・プラント建設部統括兼生産本部プラント建設部長 平成25年10月　当社取締役、上席執行役員、生産本部生産部・プラント建設部統括（現在に至る）	4,900株
6 ※	すぎ　や　つね　や 杉　谷　恒　也 (昭和27年９月13日生)	昭和53年３月　当社入社 平成17年６月　当社取締役、管理本部副本部長兼統括管理部長兼経営戦略室長 平成18年３月　当社取締役、生産本部副本部長兼資材部長兼生産管理部統括 平成19年４月　当社取締役、常務執行役員、生産本部副本部長兼生産部・資材部統括 平成21年４月　当社取締役、上席常務執行役員、営業本部長 平成23年５月　当社取締役、上席執行役員、経営戦略室長兼内部監査室長 平成23年６月　当社上席執行役員、経営戦略室長兼内部監査室長 平成25年４月　当社上席執行役員、生産本部資材部・品質保証部統括兼生産本部資材部長 平成26年４月　当社上席執行役員、生産本部資材部・品質保証部統括 平成27年４月　当社上席執行役員、生産本部副本部長兼生産本部品質保証部統括（現在に至る）	12,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	すぎ　やま　ひろ　し 杉　山　博　司 (昭和23年１月24日生)	昭和45年４月　株式会社明電舎入社 平成11年６月　同社システム装置工場　工場長 平成15年４月　同社装置事業部　事業部長 平成15年６月　同社執行役員 平成17年６月　同社常務執行役員 平成18年４月　同社専務執行役員 平成18年６月　同社取締役、専務執行役員 平成22年４月　同社代表取締役副社長 平成24年４月　同社取締役 平成24年６月　同社顧問 平成26年３月　同社顧問退任 平成26年６月　当社取締役就任 （現在に至る）	500株

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．杉山博司氏は、社外取締役候補者であります。
４．杉山博司氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の電気機器メーカにおける企業経営全般にかかわる豊富な経験と高い見識、ならびに同社における豊富な海外展開の経験に基づく幅広い視野を客観的な立場から当社取締役会における適切な意思決定及び経営監督に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．杉山博司氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
また、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
６．杉山博司氏は、平成26年３月まで株式会社明電舎の顧問をされていました。同社と当社の間には取引関係がありますが、直近事業年度における取引金額は双方の連結売上高の0.1%未満であります。当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

平成26年６月26日開催の第79回定時株主総会において、補欠監査役に選任されました清水　謙氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、清水　謙氏の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
清水（しみず）　謙（けん） （昭和19年７月７日生）	昭和45年４月　弁護士登録、 第一東京弁護士会所属 昭和63年１月　清水謙法律事務所開設 平成19年６月　当社補欠監査役 （現在に至る）	－株

（注）１．上記の候補者と当社は、顧問弁護士契約を締結しております。

２．上記の候補者は、現社外監査役松村俊夫氏及び住田知正氏の補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。

３．補欠の社外監査役候補者とした理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由

上記の候補者は、弁護士として企業法務に精通しており、会社経営を統治する充分な見識を有しておられることから、監査役に就任された場合、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

第４号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成24年６月28日開催の当社定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）につき、株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までであることから、当社は、その在り方について検討を行ってまいりました。

その結果、企業買収を取巻く環境及びその防衛に関する解決方法等について、導入当時と比較して大きな変化が無いと判断されることから、本プランを継続することが最適であるとの判断に至ったため、株主の皆様の賛否をお諮りすべく本定時株主総会の議案として提出することを、平成27年５月15日開催の当社取締役会において決議いたしました。

なお、本プランの継続を決定した取締役会には、社外取締役１名も出席し、賛成しております。また、社外監査役２名を含む当社監査役４名全員が出席し、継続後の本プランを本定時株主総会の議案として提出することは相当であると判断しております。

本議案は、本プランの継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

継続後の本プランの内容は下記のとおりであり、実質的な内容に変更はございません。

記

１．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉を行う必要があると考えています。

2．基本方針の実現に資する取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社グループはポンプ、送風機、バルブ、環境装置機器及びこれらに付随する電気計装・電気通信制御システムの製造、販売及び据付工事を主たる事業とする風水力機械メーカーとして、「物作りの技術を中心とした企業活動」を行うことで、企業価値の向上に取組んでおります。

当社グループの企業価値の源泉は、1910年の創業時から継承されてきた「物作りの技術」であり、経営理念のコアコンセプトである「技術創生」のもと、技術・技能の維持及びその向上を志向する人と組織の力です。

当社は、こうした企業価値の源泉の力を最大限に活用し、当社グループの企業価値向上を実現するための直近の事業計画として、“Challenge!! プラスOne”を掲げる「New DMW 中期経営計画」を策定しています。その第１ステップとして、2013年度から2014年度までの２年間、現行資源の中で利益の最大化と受注拡大に向けての体制作りを行ってきました。引き続き第２ステップとして、2015年度から2016年度までの２年間で、企業価値の向上、コーポレート・ガバナンスの強化、付加価値のあるビジネスへのシフト、新カテゴリーへの参入、生産設備の増強、新製品開発の加速、女性活用の推進などを目指していきます。

中期経営計画の達成ビジョンと取り組むテーマは以下の通りです。

〈中期経営計画による達成ビジョン〉

①当社の製品及び設備工事を通じて、信頼されるブランドとしての価値を高め、顧客の創造へつなげる。

②既存市場におけるプレゼンス向上に加え、新規海外市場開拓を図る。

③弛(たゆ)まぬ研究開発と、最適設計のスピード向上により、国内外における技術優位を築く。

④受注拡大に対応できる国内工場の生産設備の拡大と海外生産拠点の充実を図る。

⑤グローバル化に対応できる次世代の人材を早期に育成する。

〈中期経営計画のテーマ〉

マーケット：社会インフラ、パワープラント、ガス＆オイル市場における受注の拡大と、新たに水ビジネス（海水淡水化）分野におけるプレゼンスを確立する。

地域　　：日本、インド及びサウジアラビアを始めとする中東地域にて安定的受注を確保し、さらに東南アジア、アフリカへの市場展開を図る。

官需営業力：国内の公共インフラ市場において、高い技術と提案力を持ってシェアを一層拡大する。

新製品開発：世界最高水準の流体機械を市場に投入し、さらに新エネルギー分野にて新技術を開発する。

生産能力　：受注高250億円に向けた生産体制を確立する。

人材育成　：優秀な人材を確保し、一貫した全社的研修教育システムを構築する。

財務　　：安定した財務・資金計画および株主還元を実施する。

また、「New DMW 中期経営計画」期間及びそれ以降につきましても引続き時々の経営課題に対処し、企業価値の向上に努めてまいります。

当社としては、このような企業価値向上への取組みが株主共同利益の向上に繋がり、さらには株主の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させるものと確信しております。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の維持・発展のためには経営の透明性の確保及び有効な業務執行監視体制の構築が必要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

具体的には、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、平成19年４月に執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を図り、役割と責任を明確化することで、経営の透明性の確保と業務執行監視体制の構築に取組んでまいりました。また執行役員制度導入と同時に取締役の人数を削減し、意思決定の迅速化にも取り組んでおります。

なお、当社は、平成26年６月26日開催の第79回定時株主総会において、社外取締役を選任いたしました。当社は、今後もより一層の経営の透明化とコーポレート・ガバナンスの向上を図り、お客様や株主の皆様はもとより、社会全体から高い信頼を得るよう努めてまいります。

３．本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして株主総会を実施するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

また、平成27年３月31日現在における当社大株主の状況は、別紙１「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

４．本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(ⅰ)又は(ⅱ)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(ⅰ)当社が発行者である株式等[1]について、保有者[2]の株式等保有割合[3]が20%以上となる買付け

(ⅱ)当社が発行者である株式等[4]について、公開買付け[5]に係る株式等の株式等所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

---

1 金融商品取引法第27条の23第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2 金融商品取引法第27条の23第１項に規定される保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

3 金融商品取引法第27条の23第４項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の２第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ⅱ)において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。以下同じとします。

6 金融商品取引法第27条の２第８項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

（ⅰ）買付者等の概要

(ｲ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ﾛ) 代表者の役職及び氏名

(ﾊ) 会社等の目的及び事業の内容

(ﾆ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ﾎ) 国内連絡先

(ﾍ) 設立準拠法

（ⅱ）買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

（ⅲ）買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等[8]その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

---

8 金融商品取引法第27条の26第１項、金融商品取引法施行令第14条の８の２第１項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

③　本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに、当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を、日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日[9]（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(ⅰ)(ホ) の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

(ⅰ)買付者等及びそのグループ（共同保有者[10]、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

(ⅱ)大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）

9　営業日とは、行政機関の休日に関する法律第１条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

10　金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

(iii)大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(iv)大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

(v)大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

(vi)買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

(vii)買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(viii)大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ix)大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④　取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(ⅰ)又は(ⅱ)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(ⅰ)対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ⅱ)その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(ⅰ)(ⅱ)いずれにおいても、取締役会評価期間は、取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤　取締役会の決議

当社取締役会は、上記④の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

(ⅰ)買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置の発動の決議を行うことができるものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の決議に先立ち、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合、下記⑥に定める手続きを行うものとします。この場合、当社取締役会は、下記⑥に定める株主総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

（ⅱ）買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

(ｱ) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合であっても、当該大規模買付け等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、対抗措置の発動が相当であると思われる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行うものとします。

この場合、当社取締役会は、下記⑥に定める株主総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、別紙２に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付け等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合に該当するものと考えられます。

(ｲ) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合には、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥　株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤（ⅱ）(ｱ) に該当する場合、及び、上記⑤（ⅰ）に該当しかつ当社取締役会が必要と認める場合、対抗措置の発動の是非に関し株主の皆様の意思を確認するために、株主総会に対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとします。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催します。また、対抗措置の発動の是非に関する株主総会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦　対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(ⅰ)買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は(ⅱ)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧　大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) ⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙３「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1) ⑦に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1) ⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成30年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

５．本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記３．に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、または当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、当社取締役会が、株主の皆様のために買付者等との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付け等を行おうとする場合であって、かつ、当社取締役会の決議だけで対抗措置の発動を決議する場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置の発動について株主の皆様の意思を直接確認するものです。

また、本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に継続するものです。上記４．(3)に記載した通り、本定時株主総会において承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記４．(1) に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記４．(3) に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

６．株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権３個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記４．(1) ⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(2) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

当該新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が買付者等以外の株主の皆様より新株予約権を取得して、当社株式を交付する手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく新株予約権と当社株式との引換えとなり、この場合においても手続きは不要です。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

別紙１

当社の大株主の株式保有状況

（平成27年３月31日現在）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
株式会社ＧＭ　ＩＮＶＥＳＴＭＥＮＴＳ	506千株	11.52％
電業社取引先持株会	212千株	4.83％
三井住友海上火災保険株式会社	202千株	4.60％
明治安田生命保険相互会社	175千株	3.99％
株式会社鶴見製作所	130千株	2.96％
株式会社明電舎	127千株	2.89％
電業社従業員持株会	120千株	2.74％
一般財団法人生産技術研究奨励会	120千株	2.72％
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	104千株	2.37％
成川實	80千株	1.81％

（注）１．出資比率は発行済株式の総数から自己株式（372,172株）を控除して計算しております。

２．株式の状況（平成27年３月31日現在）

①　発行可能株式総数　　19,107,600株

②　発行済株式の総数　　4,776,900株

③　株主数　　2,761名

別紙２

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

１．買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

２．当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

３．当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

４．当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

５．買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合

別紙３

新株予約権無償割当ての概要

１．本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の３倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

２．割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）１株につき３個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、１株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの金額は１円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

６．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7．本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者[11]、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者[12]、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1) から(4) までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6) これら(1) から(5) までに該当する者の関連者[13]（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

---

11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

12 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の２第１項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義される場合をいいます。）をいいます。

８．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

９．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

（ご参考）

本プランの手続きに関する流れ

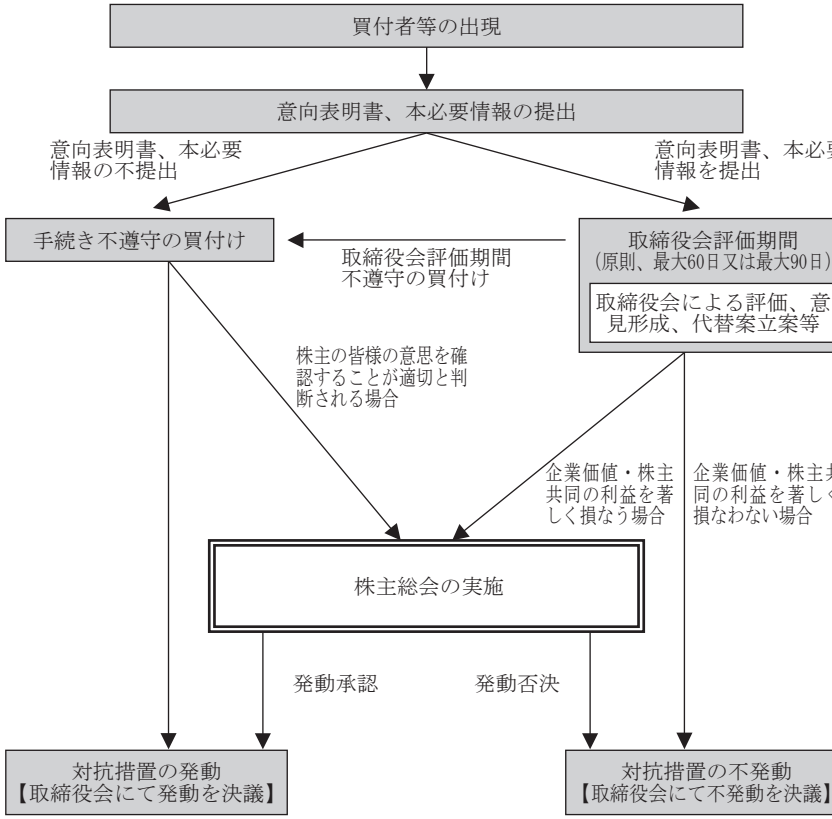

本図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプラン内容は本文をご参照下さい。

以　上

株主総会会場案内図

東京都大田区大森北１丁目５番１号
株式会社 電業社機械製作所 本社会議室
（大森駅東口ビルディング10階）
電 話 ０３（３２９８）５１１５

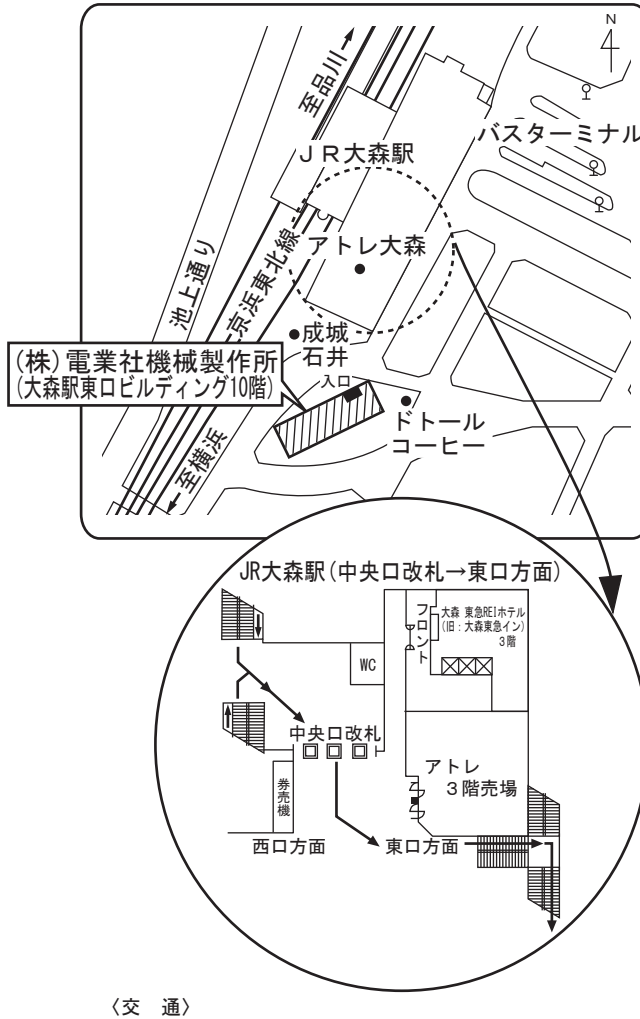

〈交　通〉
ＪＲ京浜東北線／大森駅（中央口改札を出て、東口方面）下車　徒歩３分